

関税率表解説改正

新	旧
<p>02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省略）</p> <p>この項は、家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもの）（02.09）を除き、この項に記載されている方法で調製されたすべての種類の肉及び食用のくず肉に適用する。この項には、高脂肪の脂肉が混ざった層状の肉（streaky pork）及びこれに類する肉並びに内層を有する脂肪を含む（ただし、この項に記載されている方法で調製されたものに限る。）。</p> <p>塩蔵、乾燥（脱水したもの又は凍結乾燥したものを含む。）又はくん製の肉（例えば、ベーコン、もも肉、肩肉）は、腸、胃、ぼうこう、皮その他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めてあってもこの項に属する。ただし、詰める前に細断し又は粉碎したもので他の材料と混合したものは含まない（16.01）。</p> <p>肉又はくず肉の食用の粉及びミールもまたこの項に含まれる。食用に適さない肉又はくず肉の粉及びミール（例えば、動物飼料用のもの）は含まない（23.01）。</p> <p>02.06 項の解説の規定は、この項の食用のくず肉にも準用する。</p> <p style="text-align: center;">* — * — *</p> <p>号の解説 0210.11号</p> <p>0210.11 号において、「骨付き」とは、本来の骨がすべて付いたままの肉及び部分的に骨を除いた肉（例えば、シャンクレス（shankless）ハム及びセミボンレスハム）をいう。この号には、骨が取り除かれ、その後、再度挿入され肉の組織とつながっていないものを含まない。</p>	<p>02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省略）</p> <p>この項は、家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもの）（02.09）を除き、この項に記載されている方法で調製されたすべての種類の肉及び食用のくず肉に適用する。この項には、高脂肪の脂肉が混ざった層状の肉（streaky pork）及びこれに類する肉並びに内層を有する脂肪を含む（ただし、この項に記載されている方法で調製されたものに限る。）。</p> <p>塩蔵、乾燥（脱水したもの又は凍結乾燥したものを含む。）又はくん製の肉（例えば、ベーコン、もも肉、肩肉）は、腸、胃、ぼうこう、皮その他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めてあってもこの項に属する。ただし、詰める前に細断し又は粉碎したもので他の材料と混合したものは含まない（16.01）。</p> <p>肉又はくず肉の食用の粉及びミールもまたこの項に含まれる。食用に適さない肉又はくず肉の粉及びミール（例えば、動物飼料用のもの）は含まない（23.01）。</p> <p>02.06 項の解説の規定は、この項の食用のくず肉にも準用する。</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p>

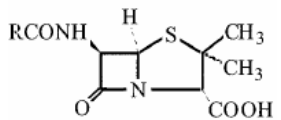
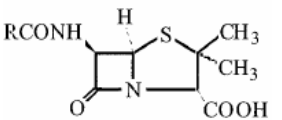
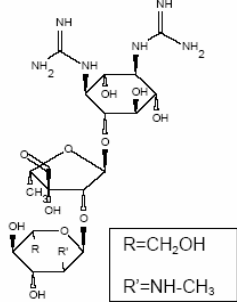
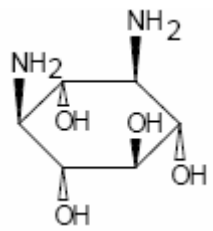
関税率表解説改正

新	旧
<p>25.24 石綿</p> <p>石綿は、ある種の岩石の分解により生成した天然の鉱物性物質である。非常に特徴的な繊維状組織を有し、外観が絹のような光沢を有するものもあり、色は通常は白色であるが、灰色、緑色、青色又は暗かっ色までいろいろある。主要な特性は、その耐火性及び耐酸性である。</p> <p><u>クロシドライトは、リーベック閃石から得られた石綿である。これは、アルカリ分を多く含む酸性火成岩や変成岩の中にも繊維束状で産出される。色は、紺青色から黒色あるいは暗緑色であり、半透明のものから部分的に不透明なものもある。クロシドライト石綿は、青石綿としても知られ、他の石綿よりも耐牽引性ははるかに大きい、耐熱性及び繊維の弾性はより低く、耐酸性を有するが、耐塩基性を有さない。最も危険な石綿と考えられている。</u></p>	<p>25.24 石綿</p> <p>石綿は、ある種の岩石の分解により生成した天然の鉱物性物質である。非常に特徴的な繊維状組織を有し、外観が絹のような光沢を有するものもあり、色は通常は白色であるが、灰色、緑色、青色又は暗かっ色までいろいろある。主要な特性は、その耐火性及び耐酸性である。</p> <p>(新規)</p>

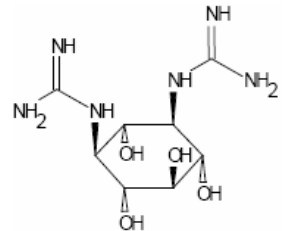
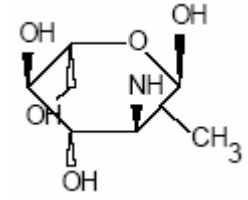
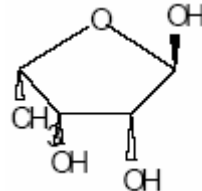
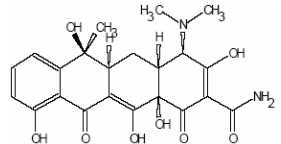
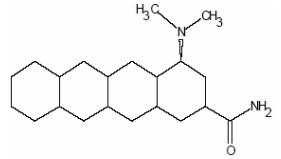
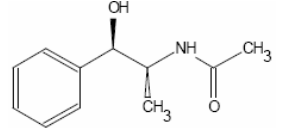
関税率表解説改正

新	旧
<p>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物</p> <p>(1)～(6)(省略)</p> <p>(7)有機りん化合物</p> <p><u>これらは、炭素原子と直接結合したりん原子を少なくとも1個以上含む有機化合物である。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物</p> <p>(1)～(6)(省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>

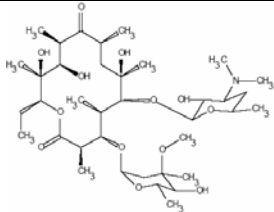
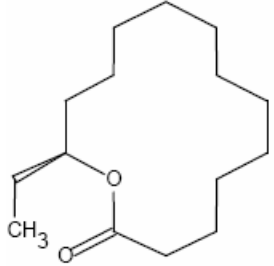
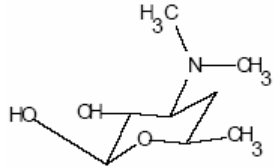
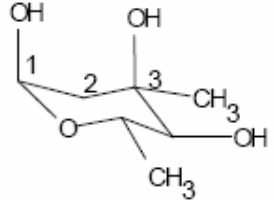
関税率表解説改正

新					旧					
第 29 類 有機化学品					第 29 類 有機化学品					
(省 略)					(省 略)					
関税率表解説第29類のある物品の化学構造式					関税率表解説第29類のある物品の化学構造式					
項	パラグラフ	関税率表解説の記載		化学構造式	項	パラグラフ	関税率表解説の記載		化学構造式	
(省 略)					(省 略)					
29.41			抗生物質		29.41			抗生物質		
	(1)		ペニシリン			(1)		ペニシリン		
	(2)		ストレプトマイシン			(新 規)				
			ストレプトアミン(ストレプトマイシン骨格の構成要素) (号の解説)							

関税率表解説改正

新				旧 (新規)	
			<p>ストレプチジン（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）</p> 		
			<p>メチルグルコサミン（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）</p> 		
			<p>5 - デオキシリキソース（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）</p> 		
	(3)		<p>テトラサイクリン</p> 		
			<p>4 - ジメチルアミノ - ナフトセン - 2 - カルボキシアミド（完全に水素添加したもの）（テトラサイクリン骨格の構成要素）（号の解説）</p> 		
			<p>N - (2 - ヒドロキシ - 1 - メチル - 2 - フェネチル) アセタミド（クロラムフェニコール骨格の構成要素）（号の解説）</p> 		

関税率表解説改正

新					旧				
	(5)		エリスロマイシン		(新規)				
			13 - エチル - 13 - トリデカノリド (エリスロマイシン骨格の構成要素) (号の解説)						
			デソスアミン (エリスロマイシン骨格の構成要素) (号の解説)						
			ミカロース (エリスロマイシン骨格の構成要素) (号の解説)						
29.42			その他の有機化合物 (省略)		29.42			その他の有機化合物 (省略)	

関税率表解説改正

新	旧
<p data-bbox="589 220 694 280">第 31 類 肥料</p> <p data-bbox="584 328 698 352">(省 略)</p> <p data-bbox="613 400 669 424">総説</p> <p data-bbox="163 472 1120 568">この類には、天然又は人造の肥料として通常使用されるほとんどの物品を含む。 <u>他方、この類には次の物品を含まない。これらは、肥料というよりむしろ土壤の改良材である。</u></p> <p data-bbox="163 579 389 608"><u>(a) 石灰 (25.22)</u></p> <p data-bbox="163 614 1120 678"><u>(b) 泥灰及び腐葉土 (肥料成分である窒素、りん又はカリウムを天然に少量含んでいる かないかを問わない。) (25.30)</u></p> <p data-bbox="163 687 389 716"><u>(c) 泥炭 (27.03)</u></p> <p data-bbox="163 722 1120 818"><u>この類には、また、種子の発芽と生長を助けるために種子、葉又は土壤に用いられる微量 要素調製品を含まない。これらは、肥料成分である窒素、りん及びカリウムを少量含ん でいる場合があるが、主要成分としてではない (38.24)。</u></p> <p data-bbox="163 828 1120 963">また、この類には、植物栽培用に調製されたもの (例えば、培養土で泥炭、泥炭と砂と の混合物又は泥炭と粘土との混合物をもととしたもの (27.03) 及び土、砂、粘土等の混 合物をもととしたもの (38.24)) を含まない。これらの物品は肥料成分である窒素、り ん又はカリウムを少量含んでいる場合がある。</p>	<p data-bbox="1563 220 1668 280">第 31 類 肥料</p> <p data-bbox="1559 328 1673 352">(省 略)</p> <p data-bbox="1588 400 1644 424">総説</p> <p data-bbox="1153 472 2110 608">この類には、天然又は人造の肥料として通常使用されるほとんどの物品を含む。 <u>この類には、石灰 (25.22)、泥灰及び腐葉土 (肥料成分である窒素、りん又はカリウ ムを天然に少量含んでいるかないかを問わない。) (25.30) 並びに泥炭 (27.03) を含 まない。これらは肥料というよりはむしろ土壤の改良材である。</u></p> <p data-bbox="1153 828 2110 963">また、この類には、植物栽培用に調製されたもの (例えば、培養土で泥炭、泥炭と砂と の混合物又は泥炭と粘土との混合物をもととしたもの (27.03) 及び土、砂、粘土等の混 合物をもととしたもの (38.24)) を含まない。これらの物品は肥料成分である窒素、り ん又はカリウムを少量含んでいる場合がある。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物 （省略）</p> <p>（A）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。） （1）～（4）（省略） <u>（5）発電所における燃焼排気の過程で生ずる残留物：いわゆる石灰石膏を排煙脱硫することで得られる排煙脱硫石膏（FGD石膏）である。これらの残留物は、固体又はスラリー状で、更なる加工又はプラスチックボードの製造において天然石膏の代用物として使用できるものである。ただし、この項には、これらの残留物から分離し精製した硫酸カルシウムを含まない（28.33）。</u></p> <p>（B）～（D）（省略） （省略）</p>	<p>38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物 （省略）</p> <p>（A）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。） （1）～（4）（省略） （新規）</p> <p>（B）～（D）（省略） （省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;">第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>(A) ~ (B) (省 略)</p> <p>(C) 64.01項から64.05項までにおいて使用される「本底」とは、それらの履物を履いたときに地面に接する（取り付けたかかと以外）部分をいう。所属の決定上、本底の構成材料は、地面に接する最も大きい表面の材料によって決定する。本底の構成材料の決定に当たっては、<u>本底の一部に取り付けた附属品及び補強材を考慮しない（この類の類注4（b）参照）。</u>これらの附属品及び補強材には、スパイク、バー、くぎ、保護物（<u>紡織用繊維のフロックの薄い層（例えば、図案を表すもの）又は取り外しできる紡織用繊維で、本底に固着されたものであって、埋め込まれていないものを含む。</u>）を含む。</p> <p>一体として成型されていて底を取り付けてなく、別の本底を必要としない履物（例えば、木靴）の場合には、下部表面の構成材料に基づき所属を決定する。</p> <p>(D) ~ (H) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>(A) ~ (B) (省 略)</p> <p>(C) 64.01項から64.05項までにおいて使用される「本底」とは、それらの履物を履いたときに地面に接する（取り付けたかかと以外）部分をいう。所属の決定上、本底の構成材料は、地面に接する最も大きい表面の材料によって決定する。本底の構成材料の決定に当たっては、<u>スパイク、バー、くぎ、保護物その他これらに類する本底の一部に取り付けた附属品及び補強材を考慮しない（この類の類注4（b）参照）。</u></p> <p>一体として成型されていて底を取り付けてなく、別の本底を必要としない履物（例えば、木靴）の場合には、下部表面の構成材料に基づき所属を決定する。</p> <p>(D) ~ (H) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、石綿繊維で叩解、洗浄、選別又は等級別選別の工程を超える加工をしたもの（例えば、カードした繊維、着色した繊維）を含む。これらの製品は各種の用途（紡績用、フェルト用又はろ過用、絶縁用若しくは包装用の材料等）に使用される。この項には、石綿繊維で、加工していないもの並びに単に長さにより選別したもの、叩解したものと及び洗浄したものを含まない（25.24）。</p> <p>この項には、石綿と炭酸マグネシウム、セルロースファイバー、のこくず、パミスストーン、タルク、プラスター、けいそう土、スラグ、酸化アルミニウム、ガラス繊維、コルク等との混合物（熱絶縁用の包装材料、ろ過材料用又は成型石綿製品のもととして使用されるもの）を含む。</p> <p>この項には、石綿又は上記の混合物（しばしばこれらに天然樹脂、プラスチック、けい酸ナトリウム、アスファルト、ゴム等が混合される場合がある。）の製品（フェルト化、紡績、より合せ、編組、紡織、成型等により作られる。）を含む。</p> <p><u>クロシドライトの記載については、第 25.24 項解説を参照すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、石綿繊維で叩解、洗浄、選別又は等級別選別の工程を超える加工をしたもの（例えば、カードした繊維、着色した繊維）を含む。これらの製品は各種の用途（紡績用、フェルト用又はろ過用、絶縁用若しくは包装用の材料等）に使用される。この項には、石綿繊維で、加工していないもの並びに単に長さにより選別したもの、叩解したものと及び洗浄したものを含まない（25.24）。</p> <p>この項には、石綿と炭酸マグネシウム、セルロースファイバー、のこくず、パミスストーン、タルク、プラスター、けいそう土、スラグ、酸化アルミニウム、ガラス繊維、コルク等との混合物（熱絶縁用の包装材料、ろ過材料用又は成型石綿製品のもととして使用されるもの）を含む。</p> <p>この項には、石綿又は上記の混合物（しばしばこれらに天然樹脂、プラスチック、けい酸ナトリウム、アスファルト、ゴム等が混合される場合がある。）の製品（フェルト化、紡績、より合せ、編組、紡織、成型等により作られる。）を含む。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 規 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>85.37 電気制御用又は配電盤用の盤、パネル、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) <u>テレビジョン受像機、ビデオレコーダーその他の電気機器の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置（85.43）</u></p> <p>(d) <u>タイムスイッチ（時計用のムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）（91.07）</u></p>	<p>85.37 電気制御用又は配電盤用の盤、パネル、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) <u>タイムスイッチ（時計用のムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）（91.07）</u></p> <p>(d) <u>テレビジョン受像機、ビデオレコーダーその他の電気機器の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置（85.43）</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。</p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p><u>この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。ただし、第 84 類注 5（D）の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる周辺機器（キーボード、マウス、記憶装置等）を除く（第 16 部）。</u></p> <p>(3) - (13) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。</p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 規 ）</p> <p>(3) - (13) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>